

エコアクション21
環境活動レポート

令和5年度



株式会社 塩川産業

対象期間 令和5年10月1日～令和6年9月30日

発行日 令和6年10月25日
作成者 荒武 哲郎
承認者 塩川 聖一

目次

①	組織の概要	P1
②	対象範囲	P7
③	環境方針	P8
④	環境目標	P9
⑤	環境活動計画	P10
⑥	環境目標の実績	P11
⑦	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	P12
⑧	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無	P13
⑨	代表者による全体評価と見直しの結果	P14

① 組織の概要

令和6年10月25日
作成 荒武 哲郎

事業所名及び代表者氏名

株式会社 塩川産業
代表取締役 塩川聖一

所在地

本社
宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21
新名爪リサイクルセンター 第1工場
宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21
新名爪リサイクルセンター 第2工場
宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地37
新名爪リサイクルセンター 第3工場
宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4143番地6
新名爪リサイクルセンター みやざき紙資源
宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4155番地22
村角工場
宮崎県宮崎市村角町萩崎2760番地1

環境管理責任者氏名及び
担当者連絡先

業務部門 EA21責任者 荒武 哲郎
0985-39-7555

事業活動の内容についての
簡単な記述

一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の中間処理

事業の規模

法人設立年月日

平成元年 2月15日

資本金

1,200万

年度

売上高

産業廃棄物の収集運搬量

処分量

従業員数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
売上高	395百万円	431百万円	460百万円	463百万円
産業廃棄物の収集運搬量	8,059t/年	7,808t/年	8,714t/年	9,703t/年
処分量	9,887t/年	9,203t/年	10,623t/年	11,531t/年
従業員数	52名	52名	52名	54名

事業所の延べ面積等

【積替保管施設ごとの面積、保管上限量等】

- ①宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21
新名爪リサイクルセンター第1工場
金属くず(容器保管):面積4.20㎡ 保管上限2.0㎡
- ②宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地37
新名爪リサイクルセンター第2工場
廃アルカリ:面積10.08㎡ 保管上限1.08㎡ 20Lペール缶3缶
- ③宮崎市大字新名爪字谷廻4143番地6
新名爪リサイクルセンター第3工場
廃タイヤ(容器保管):面積55.50㎡ 保管上限13.68㎡
混合物(容器保管):面積55.5㎡ 保管上限:13.68㎡
- ④宮崎市村角町萩崎2760番地1
廃タイヤ(容器保管):357.5㎡ 保管上限312.8㎡

【施設の内容】

- ① 種類：破砕施設
許可品目：廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
設置場所：宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21(第1工場)
処理能力：4.8t/日(8時間)
設備概要：ラサ工業(株)製 二軸式剪断破砕機TCE-1610 ハンマーシュレッダHSW-600
- ② 種類：圧縮施設
許可品目：廃プラ、紙くず、金属くず
設置場所：宮崎市大字新名爪字谷廻4090番21(第1工場)
処理能力：4t/日(8時間)
設備概要：宮崎工機製 高压プレス機
- ③ 種類：圧縮施設
許可品目：廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
設置年月日：平成18年1月6日
設置場所：宮崎市大字新名爪字谷廻4143番6(第3工場)
処理能力：2.4t/日(8時間)
設備概要：モリンダス製 ブリックマン300型
- ④ 種類：圧縮施設
許可品目：廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
設置年月日：平成18年1月6日
設置場所：宮崎市大字新名爪字谷廻4155番24(第3工場)及び宮崎市内の排出事業場
処理能力：5t/日(8時間)
設備概要：パルテック製マルチコンパクターKPC3型
- ⑤ 種類：圧縮施設
許可品目：廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
設置場所：宮崎市大字新名爪字谷廻4143番6(第3工場)及び宮崎市内の排出事業場
処理能力：10t/日(8時間)
設備概要：パルテック製マルチコンパクターKPC6L型
- ⑥ 種類：圧縮・切断施設
許可品目：廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
設置年月日：平成18年1月6日
設置場所：宮崎市大字新名爪字谷廻4143番6
処理能力：17t/日(8時間)
設備概要：(株)いすゞ製 グブリングシャーDSL-40型
- ⑦ 種類：切断施設
許可品目：廃プラ、紙くず、金属くず
設置年月日：平成18年1月6日
設置場所：宮崎市大字新名爪字谷廻4090番21(第1工場)
処理能力：295kg/日(8時間)
設備概要：(株)旭測電機製 自動車用オイルフィルターOFCS-01型
- ⑧ 種類：破砕・圧縮施設
許可品目：廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ(固形物に限る)
設置年月日：平成16年6月25日
設置場所：宮崎市大字新名爪字谷廻4090番37他3筆(第2工場)
処理能力：12t/日(8時間)
許可年月日：平成16年6月21日
許可番号：0401 #
設備概要：①ラサ工業(株)製 フッシャー付一軸剪断破砕機LSC-15
②旭機械(株)製 製形機P-3000

施設等の状況(運搬車両の種類)

1	宮崎400つ	514	バン	1.25	t
2	宮崎100は	631	8tアームロール(クラム付)	6.2	t
3	宮崎100せ	651	3tキャブ'オーバ'(ユニック付)	3	t
4	宮崎100は	685	8tアームロール(ユニック付)	7	t
5	宮崎100は	707	12tアームロール	12.4	t
6	宮崎800は	716	大型ハッカー車	3.6	t
7	宮崎480た	9345	軽バン	0.35	t
8	宮崎800は	1075	大型ハッカー車	6	t
9	宮崎800は	1335	大型ハッカー車	6.5	t
10	宮崎100さ	1970	4tアームロール	3.75	t
11	宮崎100さ	2040	4tアームロール	4	t
12	宮崎100は	2294	8tアームロール(クラム付)	6.7	t
13	宮崎100さ	2503	3tアームロール	3	t
14	宮崎100せ	2821	4tキャブ'オーバ'(ユニック付)	0.75	t
15	宮崎100さ	2829	3tアームロール	3	t
16	宮崎100は	3368	4tアームロール	3.7	t
17	宮崎100す	5233	3tキャブ'オーバ'(ユニック付)	3.2	t
18	宮崎400ち	6376	バン	1.25	t
19	宮崎100す	7263	4tキャブ'オーバ'(ユニック付)	2.45	t
20	宮崎400ち	7320	3tアームロール	3	t
21	宮崎800さ	8170	4tハッカー車	2.1	t
22	宮崎100す	8971	3tキャブ'オーバ'(ユニック付)	3.1	t
23	宮崎100す	9258	4tアームロール	3.55	t
24	宮崎100は	2675	8tアームロール(クラム付)	6.2	t
運搬車両 以上24台					

廃棄物処理料金

収集運搬料金及び処理料金については、種類・量・距離により計算いたします。当社までお電話ください。(0985)39-7555

事業体制(組織図)

株式会社 塩川産業 実施体制

作成者 荒武哲郎
作成日 令和5年9月30日



人員配置及び職務分掌	総務部:7名	<ul style="list-style-type: none"> ・処理委託契約書の作成、管理 ・マニフェスト管理 ・その他の庶務 ・決算管理、資産運用 ・人事関係 ・その他これらに付随する業務
	業務部:9名	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客管理 ・処理についての受注及び問い合わせ受付 ・その他これらに付随する業務
	収集運搬部:15名	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集運搬業務 ・マニフェスト交付 ・車輛管理及び点検・管理 ・その他これらに付随する業務
	中間処理部:23名	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の中間処理作業 ・工場内の点検・管理 ・その他これらに付随する業務

環境関連技術資格の名称と取得人数	ISO14001内部環境監査員養成コース	9名
	安全・衛生管理者	1名
	特別管理産業廃棄物管理責任者	5名

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新)の処分課程
(財)日本産業廃棄物処理振興センター 修了日:令和4年1月18日 1名 (修了証番号621289527)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新)の収集運搬過程
(財)日本産業廃棄物処理振興センター 修了日:令和5年8月9日 1名 (修了証番号B05230125004)

産業廃棄物処理施設技術管理者認定講習(中間処理施設コース)
(財)日本環境衛生センター 修了日:平成12年3月10日 1名 (修了証番号053399)

技術管理者のための専門的知識及び技能を修得する講習(再履修課程)
(財)日本環境衛生センター 修了日:平成16年2月25日 1名 (修了証番号03440031)

破碎・リサイクル施設技術管理士 資格認定講習
(財)日本環境衛生センター

修了日:平成19年10月26日	1名	(修了証番号024474)
修了日:平成20年10月31日	1名	(修了証番号027080)
修了日:平成21年1月30日	1名	(修了証番号027856)
修了日:平成22年1月29日	1名	(修了証番号030329)
修了日:平成26年5月29日	1名	(修了証番号040265)

産業廃棄物処理委託契約実務講習
(財)日本環境衛生センター

修了日:平成16年7月13日	3名	(修了証番号044015058)
		(修了証番号044015059)
		(修了証番号044015092)
修了日:平成16年11月2日	1名	(修了証番号044016056)
修了日:平成17年12月7日	2名	(修了証番号054539003)
		(修了証番号054539005)
修了日:平成20年2月6日	2名	(修了証番号074570112)
		(修了証番号074570113)

産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の収集運搬過程
(財)日本産業廃棄物処理振興センター

修了日:平成18年10月4日	1名	(修了証番号106067011)
修了日:平成20年10月8日	1名	(修了証番号108066010)
修了日:平成22年10月6日	1名	(修了証番号110057009)
修了日:令和 6年6月27日	1名	(修了証番号110057009)

産業廃棄物収集運搬車輛運転者講習
(財)日本環境衛生センター

修了日:平成16年7月13日 2名 (修了証番号044005167)
(修了証番号044005168)
修了日:平成19年1月30日 2名 (修了証番号064525057)
(修了証番号064525058)
修了日:平成25年2月14日 1名 (修了証番号124516011)

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
(財)日本産業廃棄物処理振興センター

修了日:平成8年8月8日 1名 (修了証番号996024001)
修了日:平成18年10月5日 1名 (修了証番号906061014)
修了日:平成19年10月4日 1名 (修了証番号907071069)
修了日:平成19年10月4日 1名 (修了証番号907071070)
修了日:平成20年10月9日 1名 (修了証番号908079018)

廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類対策にかかる作業指導養成研修
中央労働災害防止協会

修了日:平成14年1月11日 1名 (修了証番号40-101)

一般廃棄物収集運搬・処分業者講習
(財)日本環境衛生センター

修了日:平成16年10月22日 1名 (修了証番号10446058)
修了日:平成19年1月31日 1名 (修了証番号10631004)
修了日:平成20年1月17日 2名 (修了証番号10730005)
(修了証番号10730006)
修了日:平成21年2月14日 1名 (修了証番号10837017)
修了日:平成23年2月18日 1名 (修了証番号11028003)

冷媒回収技術者登録

(社)日本冷凍空調工業会・(社)日本冷凍空調設備工業連合会・日本フルオロカーボン協会
有効期限:令和8年9月30日 1名 (登録番号011846)

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会

(社)宮崎県産業廃棄物協会 平成20年1月23日 1名 (080123-14号)

はい作業主任者技能講習

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 修了日:平成20年1月28日 1名 (修了証番号45013175)

環境カウンセラー

環境大臣(2007145002)
事業者部門登録 登録年月日:平成20年4月1日 1名
平成24年度九州地区研修会 修了日:平成24年12月17日 1名 (登録番号2007145002号)

解体工事施工技師

(社)全国解体工事業団体連合会 有効期限:令和10年4月30日 1名 (登録番号07450006号(3))
有効期限:令和10年4月30日 1名 (登録番号07450014号(3))

地域融和:環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無および公開している場合にはその頻度
随時一般公開。(要:電話での事前予約)

評価基準に適合していることについての自己申告(任意)

遵法性に関して適合していることの申告:廃棄物処理法や浄化槽法など、環境関連法の規定による
不利益処分を受けその不利益処分のあった日から5年を経過
しない者に該当しません。

情報開示に関して適合していることの申告:ホームページ開設(2001年1月より)、産廃情報ネット登録

環境保全への取り組みに関して適合していることの申告

みやざきエコアクション 認証取得 (2007年3月30日～)

② 対象範囲

認証・登録範囲

一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の中間処理
本社・第1工場、第2工場、第3工場、みやざき紙資源、村角工場

レポートの対象期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日

レポートの発行日

令和6年 10月25日
令和6年 11月 5日 改定

環境方針

当社は、産業廃棄物の収集運搬及び中間処理を社業としている。

事業推進に際しては、まずは、当社に関係する環境関連の法規制その他の要求事項を遵守するとともに、地球環境保全と汚染予防を最重要課題であると認識し、地域から信頼される社業を目指しこの環境方針を策定する。

- 1) 事業活動・サービスが環境に与える影響を把握し、これを軽減させるため環境目標を設定し、定期的に検証を行い継続的な改善に努める。
- 2) 地域の信頼を損なわないよう気配りをし、環境の汚染防止に努めていく。
- 3) 日常業務は安全、確実に進め、仕事の仕組みを見直し、継続して改善を積み上げていく。
- 4) 環境影響を軽減するため、次の活動を実施する。
 - ・ 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）活動を積極的に推進する。
 - ・ 環境を配慮した作業活動の推進に努める。
（カッタータイヤの推進、廃棄物の RPF 化）
 - ・ 地球温暖化防止のため CO2 削減を推進する。
 - ・ 事業活動に伴う廃棄に関して、分別を積極的に実施することによりリサイクルを推進し、廃棄物を削減する。
 - ・ 省資源に努め、会社で使用する水を削減する。
 - ・ グリーン購入の推進を行う。

当社の環境方針は全従業員に周知し、全員で取り組む。なおこの環境方針は、一般のひとにも公開する。

制定日：平成 15 年 6 月 30 日

改定日：令和 2 年 10 月 1 日

株式会社 塩川産業

代表取締役 西川 聖一

環境方針

当社は、産業廃棄物の収集運搬及び中間処理を社業としている。

事業推進に際しては、まずは、当社に関係する環境関連の法規制その他の要求事項を遵守するとともに、地球環境保全と汚染予防を最重要課題であると認識し、地域から信頼される社業を目指しこの環境方針を策定する。

- 1) 事業活動・サービスが環境に与える影響を把握し、これを軽減させるため環境目標を設定し、定期的に検証を行い継続的な改善に努める。
- 2) 地域の信頼を損なわないよう気配りをし、環境の汚染防止に努めていく。
- 3) 日常業務は安全、確実に進め、仕事の仕組みを見直し、継続して改善を積み上げていく。
- 4) 環境影響を軽減するため、次の活動を実施する。
 - ・ 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）活動を積極的に推進する。
 - ・ 環境を配慮した作業活動の推進に努める。
（カッタタイヤの推進、廃棄物の RPF 化）
 - ・ 地球温暖化防止のため CO2 削減を推進する。
 - ・ 事業活動に伴う廃棄に関して、分別を積極的に実施することによりリサイクルを推進し、廃棄物を削減する。
 - ・ 省資源に努め、会社で使用する水を削減する。
 - ・ グリーン購入の推進を行う。

当社の環境方針は全従業員に周知し、全員で取り組む。なおこの環境方針は、一般のひとにも公開する。

制定日：平成 15 年 6 月 30 日

改定日：令和 2 年 10 月 1 日

株式会社 塩川産業

代表取締役 西川 聖一

④ 令和5年度～令和7年度 環境目標

作成者 荒武 哲郎

改定日 令和6年10月25日

項目	単位	年度	基準値	令和5年	令和6年	令和7年
			令和4年年10月から 令和5年9月の実績 値より 算出	(目標)	(目標)	(目標)
二酸化炭素 排出量	電力 (kwh)	%		-1.0%	-1.5%	-2.0%
		消費量	136,849	135,481	134,796	134,112
		(kg-CO2)	69,864	69,165	68,816	68,467
	燃料 (ℓ)	%		-1.0%	-1.5%	-2.0%
		消費量	182,299	180,476	179,565	178,653
		(kg-CO2)	467,287	462,614	460,278	457,941
	全体	%		-1.0%	-1.5%	-2.0%
		(kg-CO2)	537,151	531,779	529,094	526,408
	廃棄物排 出量(最終 処分量)	一般 廃棄物	%		-1.0%	-1.5%
(t/年)			0.41	0.41	0.40	0.40
産業 廃棄物		%		-1.0%	-1.5%	-2.0%
		(t/年)	5,771	5,713	5,684	5,656
全体		%		-1.0%	-1.5%	-2.0%
		(t/年)	5,771	5,714	5,685	5,656
総排水量	水使用量	%		-1.0%	-1.5%	-2.0%
		(m ³ /年)	470	465	463	461
グリーン 購入	環境配慮 商品の 購入	%		1.0%	1.5%	2.0%
		件	342	345	347	349
環境配慮 作業	廃棄物の RPF化	%		1.0%	1.5%	2.0%
		(t/年)	741	748	752	756
	(化石燃料の 代替)カッタ イヤ作業推進	%		1.0%	1.5%	2.0%
		(t/年)	893	902	906	911
	グリーン アップ 作戦	件	1	1	1	1
		件				

購入電力の排出係数は、新出光電力値0.403、九州電力値0.407(kg-CO2/kWh)を使用した。

⑤ 令和5年度 環境活動計画

作成者 荒武哲郎
作成日 令和6年10月25日

- 1 電力使用量及び燃料使用量は、総量で管理する。
- 2 廃棄物排出量は、事務所と処理など作業の一般廃棄物及び産業廃棄物に対する排出量で管理する。
- 3 環境保全社会活動は、社員の環境配慮意識を向上させるため、生活ごみ排出ルールの順守と無分別ごみの減少を推進する
- 4 上記の目標のほか、環境及び安全向上のために5S活動(整理、整頓、清潔、清掃、しつけ)に取り組む。

環境目標の担当部署及び責任者
主要な環境活動計画の内容

項目	活動計画の内容	取組部門						期間	担当	
		第1	第2	第3	みやざき	収集	事務			
		工場	工場	工場	紙資源	搬	所			
二酸化炭素排出量	電力	①休憩時間の消灯	○	○	○	○	○	○	毎月	押川貴志、中武博文、山浦一之
		②スクリーンセ이버設定、ブランク 1分間						○		
		③離席時はモニターの電源を落とす						○		
		④電動フォークリフトはアクセル操作をゆっくりする	○	○	○	○				
		⑤エアコンフィルターの毎月清掃	○	○	○	○				
		⑥エアコン終業、一時間前に電源を落とす	○	○	○	○	○	○		
		⑦蛍光灯のLED化	○	○	○	○	○	○		
	燃料	①安全で優しい運転5カ条						○	毎日	山浦一之
		②アイドリングストップ						○		
		③1速ギヤでアクセルを踏まない発進						○		
		④信号の先読みで惰性運転をする						○		
		⑤排気ブレーキを使用する必要のない運転。						○		
⑥法定速度-2km/h走行の厳守							○			
廃棄物排出量	一般廃棄物	①裏紙、再利用とペーパーレス化	○	○	○	○	○	毎月	押川貴志、中武博文、山浦一之	
		②プレビュー確認で印刷ミスをなくす								○
		③4R推進活動を展開する為廃棄物の分別をする	○	○	○	○	○			○
	産業廃棄物	①分別作業を徹底する。	○	○	○	○	○	毎月	押川貴志、中武博文、山浦一之	
②分別された廃棄物の4R推進活動を展開する。		○	○	○	○	○	○			
総排水量	水使用量	①毎月の漏水確認	○	○	○	○	○	毎月	遠藤紘徳	
		②雨水利用の拡大。	○	○	○	○	○			○
		③打ち水の適正運転	○	○	○	○	○			○
		④ミストクールノ適正運転。	○	○	○		○			
グリーン購入	環境配慮商品の購入	①当社の購入対象となる環境配慮商品などを把握する。						毎月	遠藤紘徳	
		②環境配慮商品購入に当たっては、把握した対象商品から購入するようにする。(※対象となる環境配慮主要商品は調査の結果、作業服、コピー用紙、ファイル、トイレトーパーと								○
環境配慮作業	①廃棄物のRPF(固形燃料)化の推進	火災の為、停止中						毎月	押川貴志、細井、岩切	
		②化石燃料の代替としてタイヤカット作業の推進			○		○			
		③木くずの木チップ(代替燃料)化の推進	○							
		④フィルムの分別圧縮、、ダンボールの圧縮作業推進(リサイクル)				○				
	⑤工業団地内の清掃及び見回り等に関するクリーンアップ作戦の推進	○	○	○	○			毎日	全員	

⑥令和5年度 環境目標と実績

令和5年10月～令和6年9月 作成 荒武哲郎 作成日令和6年10月25日

項目	単位	年度	令和5年度		評価
			(目標)	(実績)	
二酸化炭素排出量	電力 (kwh)	%	-1.0%	4.5%	木くずの産廃受託量が増加し第1工場での木チップ生産により破砕機の稼働率が上がることで電力使用量が増加した。収集運搬量の増加と最終処分搬出の増加の為、燃料の消費が増加した。
		消費量	135,481	141,551	
		(kg-CO2)	69,165	57,046	
	燃料 (ℓ)	%	-1.0%	0.3%	
		消費量	180,476	194,998	
		(kg-CO2)	462,614	499,742	
全体	%	-1.0%	0.7%		
	(kg-CO2)	531,779	556,778		
廃棄物排出量 (最終処分量)	一般廃棄物	%	-1.0%	-29.3%	第一工場の破砕機での木チップ生産量が増加したことでリサイクル率が上昇し、廃棄物排出量が減少した。
		(t)	0.41	0.12	
	産業廃棄物	%	-1.0%	-13.0%	
		(t/年)	5,713	4,968	
	全体	%	-1.0%	-13.0%	
		(t)	5,714	4,968	
総排水量	水使用量	%	-1.0%	17.0%	第1工場、村角工場での周辺粉塵対策や猛暑の熱中症対策としての散水頻度が多かった為、増加した。
		(m³)	465	544	
グリーン購入	環境配慮商品の購入	%	1.0%	11.0%	
		件	345	380	
環境配慮作業	廃棄物のRPF化	%	1.0%	-23.4%	委託生産したものの第二工場のRPFの生産が停止しているため目標を下回った。
		(t)	748	573	
	(化石燃料の代替) カットタイヤ作業推進	%	1.0%	1.2%	タイヤの搬入量が安定していたため。
		(t)	902	913	
クリーンアップ作戦	件	1	1		

⑦令和5年度 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

取組に対する評価を以下に記載。

作成 荒武哲郎

(評価 ○:ほぼ100%実施 △:30%~80%実施 ×:ほとんど未実施)

令和6年10月25日

項目	活動計画の内容	取組部門					評価	次年度の取組内容		
		第1工場	第2工場	第3工場	みやざき紙資源	収集運搬			事務所	
二酸化炭素排出量	電力	①休憩時間の消灯	○	○	○	○	△	○	継続	○
		②スクリーンセ이버設定、ブランク 1分間						○	継続	○
		③使用しない時間(昼休み等)PCの電源を落とす						○	継続	○
		④電動フォークリフトはアクセル操作をゆっくりする	△	△	△	△			継続	○
		⑤エアコンフィルターの毎月清掃	○	○	○	○			継続	○
		⑥エアコン終業、一時間前に電源を落とす	○	○	○	○	△	○	継続	○
		⑦蛍光灯のLED化	△	△	△	△	△	○	要強化	○
	燃料	①安全で優しい運転5か条						○	継続	○
		②アイドリングストップ						○	継続	○
		③1速ギヤでアクセルを踏まない発進						○	継続	○
		④信号の先読みで惰性運転をする						○	継続	○
		⑤排気ブレーキを使用する必要のない運転。						○	継続	○
⑥法定速度-2km/h走行の厳守							○	継続	○	
廃棄物排出量	一般廃棄物	①裏紙、再リユ用とペーパーレス化	△	△	△	△	△	○	要強化	○
		②プレビュー確認で印刷ミスをなくす						○	継続	○
		③4R推進活動を展開する為に廃棄物の分別をする	○	○	○	○	○	○	継続	○
	産業廃棄物	①分別作業を徹底する。	○	○	○	○	△		継続	○
②分別された廃棄物の4R推進活動を展開する。		○	○	○	○	△		継続	○	
総排水量	水使用量	①毎月の漏水確認	○	○	○	○	△	○	継続	○
		②雨水利用の拡大。	○	○	○	○	○	○	要強化	○
		③打ち水の適正運転	○	○	○	○	△	○	継続	○
		④ミストクーラーノ適正運転。	○	○	○		△		継続	-
グリーン購入	環境配慮商品の購入	①当社の購入対象となる環境配慮商品などを把握する。						○	継続	○
		②環境配慮商品購入に当たっては、把握した対象商品から購入するようにする。(※対象となる環境配慮主要商品は調査の結果、作業服、コピー用紙、ファイル、トイレトーパーとした。)							△	要強化
環境配慮作業	①廃棄物のRPF(固形燃料)化の推進		火災の為、休止中							-
	②化石燃料の代替としてタイヤカット作業の推進				○		○		継続	○
	③木くずの木チップ(堆肥化)の推進		○						継続	○
	④フィルムの分別圧縮、ダンボールの圧縮作業推進(リサイクル)					○			継続	○
	⑤工業団地内の清掃及び見回り等に関するクリーンアップ作戦の推進		○	○	○	○			継続	○

令和3年度環境関連法規などのとりまとめ
令和3年度

作成 荒武 哲郎

令和6年10月25日

※ 順守状況は環境管理責任者が8月と3月にマニュアルに従い確認する。
又、改正情報入手した際は、必要に応じてその都度、改定する。

分類	名称	詳細	内容	該当の有無	当社の活動状況	順守等評価
法律	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第九条	第一種フロン類回収業者の登録	○	第一種フロン類回収業登録 (5年毎更新) 令和4年5月15日～令和9年5月14日	
		第十二条	登録の更新	○	登録有効期限 令和9年5月14日迄	
		第十三条	変更の届出	○	登録内容に変更なし	
		第二十一条	第一種フロン類回収業者の引渡義務	○	回収冷媒管理センター 登録番号第27-001号 有限会社 三共菱機 TEL 0985-25-9322 に破壊 処理を依頼していた。	
		第二十二條2	第一種フロン類の回収量等の都道府県知事への報告	○	毎年5月に前年度のフロン回収量、破壊業者に 引き渡した量、再利用をした量を県知事に報告し ていた。	
		第二十九条	フロン回収業者の登録	○	フロン類回収業者登録 令和4年9月5日～令和9 年9月4日(5年毎更新)は取得済みであるが、使 用済自動車のフロン類については今のところ取扱 いの予定がない。	
		第六十三条	自動車フロン類管理書の保存等	○	自動車フロン類については現時点では取扱って おらず、報告の実績がない。	
	冷媒回収推進・ 技術センター冷媒 回収資格認定 制度規定	第十五条	冷媒回収業者認定	○	冷媒回収事業所認定(3年毎更新) 認定番号450030 冷媒回収技術者登録(令和8年9月30日迄) 登録番号011846 塩川聖一	
	廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	第七条	一般廃棄物処理業	○	一般廃棄物収集運搬の許可登録(2年毎更新) 富崎市 令和5年11月1日～令和7年10月31日	
		第七条の二	変更の許可	○	事業範囲を変更する場合には都道府県知事の許	
		第十二条の二 の6	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	○	特別管理産業廃棄物管理責任者 塩川聖一	
		第十二条の三 第十二条第7 項	産業廃棄物管理票 最終処分場確認	○	管理票交付責任者の選任 矢野 順三 他 年一回の定期監査	
	廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	第十四条	産業廃棄物処理業	○	産業廃棄物処分量の許可登録(5年毎更新) 富崎市 令和4年7月25日～令和9年4月26日	
		第十四条の二	変更の許可等	○	産業廃棄物処理業の許可に関する事業範囲を 変更する場合には都道府県知事の許可を受けな ければならない。	
		第十四条の四	特別管理産業廃棄物処理業	○	特別管理産業廃棄物収集運搬の許可(優良認定 取得により7年毎更新) 富崎県 平成31年1月11日～令和8年1月9日	
第十四条の五		変更の許可等	○	特別管理型産業廃棄物収集運搬の許可に関す る事業範囲を変更する場合には都道府県知事の 許可を受けなければならない。		
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	第十五条	産業廃棄物処理施設	○	産業廃棄物処分量の許可登録(5年毎更新) 富崎市 令和4年7月25日～令和9年4月26日		
	第十五条の二 の二	産業廃棄物処理施設 の維持管理	○			
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	第十五条の二 の四	産業廃棄物処理施設 の維持管理設置 に係る一般廃棄物 処理施設の設置に ついての特例	○	産業廃棄物処理施設の許可にある種類と同一の 種類、性状の一般廃棄物を処理する処理施設と して設置することができる。		

令和3年度環境関連法規などのとりまとめ
令和3年度

作成 荒武 哲郎

令和6年10月25日

※ 順守状況は環境管理責任者が8月と3月にマニュアルに従い確認する。
又、改正情報を入手した際は、必要に応じてその都度、改定する。

分類	名称	詳細	内容	該当の有無	当社の活動状況	順守等評価
政令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第三条	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準	○	一般廃棄物の収集運搬に当たっての技術上の基準 (1)一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2)収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 運搬車、運搬容器の基準 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように運搬中はシートで覆う。一般廃棄物の積替えは行わず、処分は宮崎市営の処分場で行う。	
条例	一般廃棄物収集運搬業許可取扱要綱	第四条の五	一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間	○	2年ごとに更新。 有効期限 宮崎市 令和7年10月31日まで	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第六条	産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準	○	産業廃棄物の収集運搬についての技術上の基準 (1)産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。→運搬時には必ずシートで覆う。 (2)収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。→臭気の強い物については密閉容器を用いて回収する。振動、騒音については、運搬時の車輛の運転にじゅうぶん注意する。 運搬車、運搬容器の基準 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにする。→運搬中は必ずシートで覆う。	
政令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第六条の五	特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準	○	特別管理産業廃棄物の収集運搬に当たっての技術上の基準 1. 運搬車、運搬容器の基準 収集運搬する特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように、特別管理産業廃棄物の性状に応じて、ビニール袋、ドラム缶、パール缶等の適切な密封容器を用いて運搬し、運搬中はシートで覆う。 2. 特別管理産業廃棄物の積替えについての基準 特別管理産業廃棄物の積替えは周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることを表示がされている場所で行う。積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないようにコンクリート土間、排水溝、オイルトラップ等を設ける。	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第六条の九	産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間	○	産業廃棄物収集運搬業の許可の有効期限(5年・7年毎に更新) 宮崎市 令和7年11月4日まで 大分県 令和9年1月23日まで 宮崎県 令和7年11月4日まで 福岡県 令和10年12月27日まで 鹿児島県 令和7年9月24日まで	
		第七条	産業廃棄物処理施設	○	新名爪リサイクルセンター第1工場 新名爪リサイクルセンター第2工場 新名爪リサイクルセンター第3工場	

令和3年度環境関連法規などのとりまとめ
令和3年度

作成 荒武 哲郎
令和6年10月25日

※ 順守状況は環境管理責任者が8月と3月にマニュアルに従い確認する。
又、改正情報を入力した際は、必要に応じてその都度、改定する。

分類	名称	詳細	内容	該当の有無	当社の活動状況	順守等評価
省令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第七条の三	産業廃棄物の積替えのための保管場所に係る掲示板	○	新名爪リサイクルセンター第1工場、第2工場、第3工場に掲示板を設置済。	
		第七条の六	産業廃棄物の処分等に当たっての保管期間	○	処分、若しくは中間処理のための保管期間は、最长で14日間	
法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第八条	産業廃棄物保管基準	○	中間処理に伴う保管。 (1)周囲に囲いを設ける。→ 屋内ヤードに保管。 (2)縦横それぞれ60cm以上の掲示板を設置する。→ 産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示する。 (3)保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透の材料で覆うこと。→ 排水溝、オイルトラップの設置・コンクリート土間	
		第八条の十の二	特別管理産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板	○	特別管理産業廃棄物保管場所に掲示板の設置済み→ 積替えのための保管上限を表示すること。	
		第八条の十三	特別管理産業廃棄物保管基準	○	廃酸(自動車用廃バッテリー)、廃油の積替えのための保管に限る。 (1)周囲に囲いを設ける。→ 廃バッテリーは原形のまま専用のかごに。廃油は200リットルドラム缶に入れたものをそれぞれ専用の保管倉庫に保管。 (2)縦横それぞれ60cm以上の掲示板を設置する。→ 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示する。 (3)保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共水域及び地下水の汚濁防止のために必要な排水溝その他の設備を設けると共に、床面を不浸透の材料で覆う。	
		第八条の十四	特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者	○	廃バッテリー(廃酸)は大塚商会、廃油は喜楽鋳業に委託している。	
		第八条の二十	産業廃棄物管理票の交付	○	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の運用はマニフェスト発行実務責任者が行う。 矢野 順三 他	
		第八条の二十一	管理票の記載事項	○		
		第八条の二十二	運搬受託者の記載事項	○		
		第八条の二十三	運搬受託者の管理票交付者への送付期限	○		
		第八条の二十四	処分受託者の記載事項	○		
		第八条の二十五	処分受託者の管理票交付者への送付期限	○		
第八条の二十五の二	処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付	○				

令和3年度環境関連法規などのとりまとめ
令和3年度

作成 荒武 哲郎
令和6年10月25日

※ 順守状況は環境管理責任者が8月と3月にマニュアルに従い確認する。
又、改正情報を入手した際は、必要に応じてその都度、改定する。

分類	名称	詳細	内容	該当の有無	当社の活動状況	順守等評価
法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第八条の二十五の三	処分受託者の管理票交付者への送付期限	○	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の運用はマニフェスト発行実務責任者が行う。 矢野 順三 他	
		第八条の二十六	管理票の写しの保存期間	○		
		第八条の二十八	管理票の写しの送付を受けるまでの	○		
		第八条の三十	運搬受託者の管理票の写し等の保存	○		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第九条の二	産業廃棄物収集運搬業の許可の申請	○	産業廃棄物収集運搬業の許可(5年・7年毎更新) 宮崎市 許可番号09310018154 令和5年11月17日～令和10年11月6日 大分県 許可番号04404018154 令和4年1月24日～令和9年1月23日 宮崎県 許可番号04500018154 平成30年11月5日～令和7年11月4日 福岡県 許可番号04000018154 令和5年12月28日～令和10年12月27日 鹿児島県 許可番号04602018154 令和2年9月25日～令和7年9月24日	
		第十条の四	産業廃棄物処分業の許可の申請	○	産業廃棄物処分業の許可登録(5年毎更新) 宮崎市 許可番号09320018154 令和4年7月25日～令和9年4月26日	
		第十条の六の二	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる	○	産業廃棄物収集運搬業の許可、 産業廃棄物処分業の許可、により該当する。	
		第十条の七	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合	○	廃バッテリー(廃酸)は大塚商会、 廃油は喜楽鉱業に委託している。	
		第十条の八	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等	○	マニフェスト帳票専用機にマニフェストの情報を入力することで帳簿としていつでも出力することができる。	
		第十条の九	産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請	○	中間処理設備を新規に導入した場合には申請が必要。	
		第十条の十	産業廃棄物処理業に係る変更の届出	○		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第十一条	産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	○	新名爪リサイクルセンター第2工場 RPF製造設備	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第十条	容器包装廃棄物の分別収集等	○	事業系一般廃棄物としてのペットボトル、飲料水の空缶等は宮崎市の再資源化施設に分別搬入している。	
	特定家庭用機器再商品化法	第四十三条 第四十四条	特定家庭用機器廃棄物に係る管理票	○ ○	消費者(排出者)より特定機器と合わせ、管理票を受け取ったのち、収集運搬を行う。	
騒音規制法	第六条	特定施設設置の届出	×	法規上の指定地域外なので該当しない。		
振動規制法	第六条	特定施設設置の届出	×	法規上の指定地域外なので該当しない。		

令和3年度環境関連法規などのとりまとめ
令和3年度

作成 荒武 哲郎
令和6年10月25日

※ 順守状況は環境管理責任者が8月と3月にマニュアルに従い確認する。
又、改正情報を入手した際は、必要に応じてその都度、改定する。

分類	名称	詳細	内容	該当の有無	当社の活動状況	順守等評価
法律	悪臭防止法	第十条	事故時の措置	○	新名爪リサイクルセンター廃タイヤ積替え保管場所にて火災が発生した場合の応急措置。定期的に緊急時の訓練を行い、対応方法を明確にしておく。	
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措	第一条	目的	×	特定地域外なので該当しない。	
	使用済み自動車の再資源化等に関する法律	第十一条	フロン類回収業者の引取義務	○	フロン類回収業者登録に登録済みであるが、フロン類は引取、回収の実績も無く、今のところ取扱いの予定もない。(事業として行っていない)	
		第十二条	フロン類回収業者の回収義務	○		
		第十三条	フロン類回収業者のフロンの引渡義務	○		
		第十四条	フロン類回収業者の使用済み自動車の引渡義務	○		
		第二十三条	フロン類回収料金及び指定回収料金	○		
		第四十条	フロン類回収業者等による申出	○		
第五十三条	フロン類回収業者の登録	○				
その他	宮崎市北部工業団地協同組合との公害防止協定／誓約書及び同意書	誓約書①～⑫	法令を順守し、公害防止に万全の処置を講ずる。	○	平成11年10月26日 作成	
	宮崎市北部工業団地協同組合運営管理規約	第3条の1～4	施設管理(別紙による)	○	宮崎市北部工業団地協同組合運営規約を順守する。	

令和3年度環境関連法規などのとりまとめ
令和3年度

作成 荒武 哲郎

令和6年10月25日

※ 順守状況は環境管理責任者が8月と3月にマニュアルに従い確認する。
又、改正情報を入手した際は、必要に応じてその都度、改定する。

分類	名称	詳細	内容	該当の有無	当社の活動状況	順守等評価
法律	電波法	全般	特定無線局免許	○	特定無線局免許状と無線技師の免許証を完備している。令和6年5月31日まで	
その他	宮崎県産業廃棄物協会の業界規範	(社)宮崎県産業廃棄物協会定款第4条	1. 産業廃棄物の適正処理及び再生利用に関する講習会並びに研修会の開催	○	産業廃棄物の適正処理及び再生利用に関する講習会には積極的に参加し、常に業界の情報に注意するようにしている。	
	顧客からのリサイクル品質基準	王子製紙(株)日南工場 旭化成ケミカルズ(株)	木質燃料受入基準書 (別紙による)	○	受入品質基準値内である (定期的(搬入時等)にサンプリングによる数値を計測し、基準内にあることを確認している。)	
		王子板紙(株)大分工場	RPF燃料受入れ基準 (別紙 仕様書)	○	受入品質基準値内である (定期的(搬入時等)にサンプリングによる数値を計測し、基準内にあることを確認している。)	

令和3年度環境関連法規などのとりまとめ
令和3年度

作成 荒武 哲郎
令和6年10月25日

※ 順守状況は環境管理責任者が8月と3月にマニュアルに従い確認する。
又、改正情報を入手した際は、必要に応じてその都度、改定する。

分類	名称	詳細	内容	該当の有無	当社の活動状況	順守等評価
法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正	H17.4.1施行	廃プラスチック類の圧縮固化を行う破碎施設の構造基準及び維持管理基準の見直しに係る改正	○	「RPF施設の技術上の基準」について、チェックシートを作成して確認している。	
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	H27.4.1施行	危機の点検と点検履歴の保存	○	エアコンの簡易点検表を作成している。	
政令	環境省令第十号「水銀使用製品産業廃棄物」	H29.10.1	保管場所の掲示、契約書の更新	○	保管場所の掲示をしている。 契約書は、管理型最終処分とリサイクルで分けて契約している。	

※以下の追加項目については、「環境関連法規等の情報」のコピーの添付により補完し、順守評価を行なう。

⑨ 令和5年度 代表者による全体評価と見直し結果

実施日令和6年10月25日 作成者 荒武哲郎 作成日 令和6年10月25日

	見直しに必要な情報	今回の評価結果	代表者指示事項
環境方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境方針に示された環境への取り組みの基本的な方向性は適切か ② 環境方針が実行されたEA21全体の取り組みは効果的か 	<ul style="list-style-type: none"> ① 概ね適切だった。 ② 有効であった。 	現状を維持して活動の事
環境目標 環境活動 計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境目標、環境活動計画状況は妥当か <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素排出量削減（省エネ等） ・ 廃棄物排出量削減 ・ 総排水量削減 ・ グリーン購入推進 ・ 環境配慮作業推進 	木チップ生産のため第1工場の破砕機の稼働率が増えたため、電力の使用量は増加した。一方でリサイクル率は上昇し、廃棄物排出量は削減できた。燃料は収集運搬量が増加したことで最終処分先への運搬が増加した為目標を達成できなかった。第1工場と村角工場で粉塵対策・猛暑の熱中症対策としての散水を行った為水道使用量が達成できなかった。廃棄物のRPF化は第二工場でのRPF生産が停止しており委託生産を行ったものの目標を達成できなかった。	第1工場破砕機が復旧して木チップが生産できるようになったこととRPFの委託生産できるようになったことが大きな成果だった。
その他の 経営環境 システム	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境負荷に大きな変化はないか ② 法規・条例に大きな変化はないか ③ 実施体制は効果的か ④ 教育訓練は実施されているか ⑤ 外部からの苦情や要望はないか ⑥ 実施及び運用は適切か ⑦ 緊急事態の準備と訓練は適切か ⑧ 取り組み状況の確認は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ① RPFの委託生産を行った。 ② 大きな変化はなかった。 ③ 効果的だった。 ④ 実施できた。 ⑤ 苦情等はなかった。 ⑥ 概ね適切だった。 ⑦ 効果的だった。 ⑧ 概ね適切だった。 	2度と火災を起こさないために安全対策と教育を推進する事。

総評

第1工場破砕機の生産効率が上がり中間処理量がアップ、合わせて収集運搬チームも収集運搬量もアップし、RPFの委託生産も継続し順調に結果を残せた一年だった。
但し、火災後、第二工場のPPF製造は復旧しておらず、2度と火災を起こさない事を念頭に全社員で安全作業を努めながら、復旧に取り組む必要がある。